

令和8年度 能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金

(入学一時金) 奨学生募集要項 (二次募集)

能代市では、経済的理由により修学が困難な方へ奨学金を貸与しています。

他の奨学金制度と併用も可能ですが返還計画等を十分にご検討の上、お申し込みください。

1. 奨学生の選考条件

- (1) 品行方正で学業優良な者
- (2) 在学又は最終出身学校長が奨学生として推薦した者
- (3) 能代市又は山本郡内に居住する者の子弟
- (4) 経済的理由により学資金の貸与を必要とする者

2. 応募資格

次の(1)及び(2)を満たす場合に応募できます。

- (1) 能代市住民または山本郡内の住民の子弟であること
- (2) (i) 現在、高校及び大学等に在学している方の場合
令和8年4月に高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学又は大学院に入学・進級予定の者であること
(ii) 現在、高校及び大学等に在学していない方の場合
高校卒業後5年以内の者又は中学校卒業後5年以内の者であること

3. 定員及び貸与額

- (1) 定 員 専門学校、短期大学、大学、大学院 21名
- (2) 貸与額 入学一時金 100万円以内

4. 貸与額の返還

卒業後2年目(1年経過後)から10年で、年2回の返還となります。(無利子)

※返還時に能代市又は山本郡内に居住している場合は、納期限を迎える分の返還額が免除されます。

5. 申請書類

- ①奨学生貸与申請書(様式第1号) 1通
 - ・奨学生はあくまでも奨学生本人に貸与するものです。
申請理由等は申請者本人が記入してください。
 - ・入学志望校(進学校)欄には入学志望校名と何年制の学校かを記入してください。
 - ・申請事由欄には、家庭の状況、特殊事情等について、内容が分かるように具体的に記入してください。
 - ・家族の状況欄における家族の氏名の前に、それぞれ生計維持者には○印、別居者には×印をつけてください。生計維持者とは、申し込み時に同居している家族のことです。別居者とは、申請者の兄弟等で就学等のため転居している人のことです。
(家族の状況欄に申請者本人の氏名を記入する必要はありません。)
- ②最終出身校の学長・校長の推薦書 1通
 - ※現在、高校及び大学等に在学していない場合は、出身高校又は出身中学校からの調査書
(裏面もあります。)

等を提出してください。

③学業成績証明書 1通

・学校所定の様式で学長・校長が証明したものを持参してください。

④合格（入学）通知書の写し 1通

・まだ大学等に合格していない方は、合格後、速やかに提出してください。

⑤小論文 別紙原稿用紙1枚

・将来の能代山本地域のリーダーとしての希望や地域での活躍等についてアピールしてください。

⑥令和7年度所得課税証明書（令和6年分所得）各1通

・本人と同一生計で、所得のある人全員分を持参してください。

⑦納税証明書（市税・国保税の滞納がない旨の納税証明書）各1通

・本人と同一生計で、所得のある人全員分を持参してください。※税務担当課で発行

⑧不明な点やご相談は、下記の能代市教育委員会 学校教育課までご連絡ください。

6. 申請期日及び申請先

申請期日 令和7年12月25日（木）から令和8年1月30日（金）まで ※必着

申請先 居住する地域の教育委員会へ申請書類を持参してください。

（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

7. 奨学生候補者の通知

- ・能代市奨学生選考における学資金に困難である程度及び学資金の貸与を必要とする程度の基準に基づき能代市奨学選考委員会で奨学生候補者を選考し、市長が決定します。
なお、結果（内定、補欠内定等）は、令和8年3月中旬までに通知します。
- ・補欠内定者には内定者の辞退等により欠員が生じた場合、市長が決定した順に内定を通知します。
- ・補欠内定の資格は令和8年3月31日まで有効とします。

8. その他

※連帯保証人が必要です。

※申請後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

（申請書提出先・お問い合わせ先）

〒018-3192 能代市二ツ井町字上台1番地1（二ツ井町庁舎内）

能代市教育委員会 学校教育課 電話 0185-73-5281

〒018-2104 三種町鹿渡字東二本柳29番地3（琴丘支所内）

三種町教育委員会 総務学事係 電話 0185-87-2115

〒018-2641 八峰町八森字中浜196番地1（文化交流施設ファガス内）

八峰町教育委員会 学校教育課 電話 0185-77-2816

〒018-3201 藤里町藤琴字家の後67番地（三世代交流館内）

藤里町教育委員会 学校教育係 電話 0185-79-1327